

健◎康 ホットライン

■問い合わせ先 保健センター TEL 46-5571
e-mail:hoken@town.hiraizumi.iwate.jp

平成25年度の町内特定健診受診者数は760人、そのうちメタボリックシンдро́ーム予備軍は64人、メタボリックシンдро́ーム該当者は24人となっています。うち特定保健指導を受けた人はメタボ

日本赤十字社救援金の募集
日本赤十字社では、下記の救援金を受け付けています。救援金は直接郵便局から送金ください。
なお受付期間中、ゆうちょ銀行と郵便局窓口では送金手数料が無料となります。また、この救援金は、所得税法および法人税法に基づく寄附金に該当します。(個人住民税の寄付金控除の対象にはなりません)

【図1】メタボリックシンдро́ームの診断基準

①腹団
男性…85cm以上
女性…90cm以上



②高血糖
空腹時の血糖値110mg/dl以上(特定健診では100mg/dl以上)またはHbA1c5.2%以上
③高血圧
最高(収縮期)血压130mmHg以上または最低(拡張期)血压85mmHg以上
④脂質異常
中性脂肪150mg/dl以上またはHDLコレステロール値40mg/dl未満

①に加え、②～④のうち2つ以上に該当すると、メタボリックシンдро́ームと診断されます。

特定健診が始める方向へ 健診を受けて生活习惯を見直そう

特定健康診査で生活习惯病を早期発見
特定健康診査は、心臓病や脳卒中につながるメタボリックシンдро́ームの改善に向けた特定保健指導生活改善教室を実施します。健康的な毎日が過ごせるよう特定健診を受けて、生活习惯病の発症や重症化を防ぐことを目的とされています。

健診後の特定保健指導で生活习惯を改善

メタボリックシンдро́ームに該当または予備軍と判定された人は、生活习惯を見直し、メタボリックシンдро́ームの改善に向けた特定保健指導生活改善教室を実施します。健康的な毎日が過ごせるよう特定健診を受けて、生活习惯病の発症や重症化を防ぐことを目的とされています。

平成25年度の町内特定健診受診者数は760人、そのうちメタボリックシンдро́ーム予備軍は64人、メタボリックシンдро́ーム該当者は24人となっています。うち特定保健指導を受けた人はメタボ

Information

現況届の提出を忘れずに!
8月は「児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届」の提出月です。8月上旬に受給者に届出用紙などを送付します。忘れずに提出してください。
※ 提出されない場合は、8月分以降の手当が支給停止となります。
※ 児童扶養手当一部支給停止該当者は、同封の「適用除外事由届出

日本赤十字社では、下記の救援金を受け付けています。救援金は直接郵便局から送金ください。
なお受付期間中、ゆうちょ銀行と郵便局窓口では送金手数料が無料となります。また、この救援金は、所得税法および法人税法に基づく寄附金に該当します。(個人住民税の寄付金控除の対象にはなりません)

日本赤十字社救援金の募集

■イラク人道危機救援金

▽受付期間：9月30日(火)まで
▽口座記号番号
00110-2-5606

▽その他：受領証希望の場合、通信欄に「受領証希望」と明記してください。

■問い合わせ先

町民福祉課 ☎ 46-5562

書も併せて提出してください。

■提出期限

児童扶養手当現況届
8月29日(金)

特別児童扶養手当所得状況届
9月10日(水)

■提出・問い合わせ先

町民福祉課 ☎ 46-5562

書も併せて提出してください。
お問い合わせは、同公社のホームページをご覧になるか、役場農林振興課までお問い合わせください。

■募集期間

8月1日(金)～29日(金)

■公社ホームページアドレス

<http://www-i-agri.or.jp/>

■問い合わせ先

農林振興課 ☎ 46-5564

攻めの農業実践緊急対策事業
水田などの農地をフル活用してコスト生産を実現するため、担い手への農地の集積・集約化などに必要な農業用機械・機器のリース導入などを支援する補助事業です。
事業申請に先立ち、要望書の提出が必要です。詳しくは下記まで問い合わせください。

■認定要件

①5戸以上の農家が参加すること
②機械利用の中心的担い手を決め

■助成率…2分の1以内
■要望受付期限…9月30日(火)
■問い合わせ先
(農林振興課内)
46-5564

道の駅「平泉(仮称)」農産物等直売施設 出荷者募集
平成28年7月に開業を目指している道の駅の施設内に整備する「農産物等直売施設」への出荷者を募集しています。
農産物などの出荷を希望する人は、役場農林振興課までお問い合わせください。
■対象生産物
①農産物：米、野菜、果物、山菜、花
卉など
②加工品：漬物、豆腐、乾物、惣菜、菓子類、ジュース類、地酒など
③商工品：木工、陶芸、手芸、土産品など
△町内に在住している人
△町内で農産物などを生産する個人もしくは法人など

■応募資格

定健診受診券」と「健康診断受診票」を地区の保健推進員をとおして配布しています。内容をよくご覧の上、健診当日は「国民健康保険証」と一緒に持参してください。

特定健診受診日までに、国民健康保険から他の健康保険に変更があった場合には、特定健診を受けられませんのでご注意ください。

■患者送迎バスの運休

町が運行している患者送迎バスは、町内医療機関が休診となるため、次の期間、運休します。

■運休の期間

8月14日(木)～15日(金)

■問い合わせ先

農林振興課 ☎ 46-5564

加入の人は、それぞれの医療保険者が実施する「特定健診」を受診します。被扶養者についても受診方法が認められています。

また被扶養者で、町の「特定健診」を受診する人は、必ず医療保険者から発行された「特定健診受診券」と「健康保険証」を持参し受診してください。

加入の人は、それぞれの医療保険者が実施する「特定健診」を受診します。被扶養者についても受診方法が認められています。

また被扶養者で、町の「特定健診」を受診する人は、必ず医療保険者から発行された「特定健診受診券」と「健康保険証」を持参し受診してください。